

岩見沢市コミュニティプラザ条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

岩見沢市コミュニティプラザ条例の一部改正（令和7年条例第54号）に伴い、所要の規定の整理を行う。

第2 改正の内容

コミュニティプラザ備付物件の種別を整理するとともに、様式の改正を行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市規則第10号

岩見沢市コミュニティプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月19日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市コミュニティプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市コミュニティプラザ条例施行規則（平成7年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

備付物件使用料

種別	単位	使用料
放送基本設備	1式	2,200円
ダイナミックマイク	1本	310円
ピンマイク	1本	310円
マイクスタンド	1本	100円
ホワイトボード	1台	210円
レーザーポインター	1台	310円
電源基本料	1口	530円
32インチモニター	1台	530円
110インチハイビジョンプロジェクター	1式	3,830円
データプロジェクター	1式	3,300円

様式第 1 号中「印」を削り、

「 一般使用」

を

「 一般使用

市民

市民以外」

に改め、様式第 2 号及び様式第 3 号中

「 一般使用」

を

「 一般使用

市民

市民以外」

に改め、様式第 4 号から様式第 9 号まで中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。